

公 安 委 員 会 会 議 録

開 催 日 時	自 午後 1 時 0 0 分 令和 7 年 6 月 1 8 日 (水) 至 午後 3 時 1 3 分
開 催 場 所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室
出席者	公安委員 今村委員長 野村委員 弘永委員

第 1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 児童生徒を対象とした情報モラル教養の推進

生活安全部長から、

スマートフォンの利用開始年齢が低年齢化しており、インターネットやSNSに起因する児童生徒のトラブル事案が増加傾向にあることを踏まえて、小学生・中学生・高校生に対する情報モラル（情報技術の利用に関する倫理観や規範）教養を推進することにより、インターネット等の利用における規範意識を醸成し、トラブル事案を防止しようとするもの。

(1) トラブル事案認知状況

全体的に近年増加傾向であり、特に小学生・中学生のトラブル事案が増加傾向である。その内容もゲームの課金に関するものから誹謗中傷など、多岐にわたっている。

(2) これまでの取組

県警察による児童生徒を集めて行う情報モラル教養について、県警察では、平成16年から高校生を対象に実施している。

さらに、平成20年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の施行を受け、教育機関と警察が連携し情報モラル教養を積極的に推進するようになった。

令和5年からスマートフォン利用の低年齢化に対応するため、県警察から県教育庁に対し、小学生・中学生に対する情報モラル教室の開催増加を働きかけている。

(3) 開催形式と課題

○ 高校生・大学生

入学説明会や新入生オリエンテーションの機会に情報モラル教養を開催しているが、入学した当初しか教養する機会がないことが課題であった。

○ 小学生・中学生

学校からの要望に応じて警察署員がその都度訪問して開催しているが、対象の学校数が多く、全ての要望に応えることが困難であり、警察署の負担が大きいといった課題があった。

(4) 今年度からの新たな取組

小・中・高等学校を対象に、W e b 形式による情報モラル教室を開催することとした。従来の出前型の教養は、小・中学校は参観日などに行っている親子ネット教室や携帯電話事業者とタイアップして行う情報モラル教室、さらに高校生は必要に応じて新1年生を対象に、教養を継続実施している。

新たなW e b 教養は、月に1回水曜日を設定し、小・中・高等学校の学識別に開催日を指定して行うこととし、W e b 形式により警察本部と希望する複数の学校を同時に接続して開催することが可能である。

(5) 期待される効果

○ 高校生に対して、従来の入学時の教養に加えて、2年生や3年生に進級した際に、教養を受けることができる環境を整備した。

○ 警察本部の専門的知識を有する係員により、質の高い教養を実施することが可能となった。

○ 警察署の負担軽減、学校側の利便性向上も期待ができる。

(6) 今後の取組

年度当初に、県教育庁を通じて各学校へ本取組への参加を呼びかけ、さらにあらゆる機会を通じて周知・拡充を図っていく。

W e b 教養以外に、代表生徒らがネットトラブルを議題とした「少年リーダーズサミット」を開催して、規範意識を高める予定である。

また、生徒と協働してV R動画を制作する予定であり、作成した動画を活用し、体験型の被害防止教室の開催や、県警Y o u T u b e チャンネルへの掲載などを行うことで、被害防止対策を推進することとしている。

旨の説明があった。

野村委員から、「警察と学校機関が協働し、ネットトラブル等から子どもたちを守っていかなければならない。W e b 形式の情報モラル教室について、対象となる学校の数が多いので仕方がない部分があると思うが、警察官と対面で話をした方が、切迫感を持ってもらえるのではないかな。いずれにしても、警察官が制服を着用して教養をすると、聞く側は緊張感があって良い。警察官が被害等の実体験を直接伝えると効果が高く良いと思う。」旨の発言があり、生活安全部長から、「W e b 形式では、質疑応答を可能にするなど工夫している。」旨の説明があった。

弘永委員から、「様々な業務がある中で、多くの学校に対し教養を実施することは大変だと思う。警察官が制服姿で教養を行うと切実に伝わるのではないかな。教養に関する業務負担軽減について、例えば、事前に動画を作成し、活用する方法も効率的ではないかな。情報モラル教養は、学校側が専門性の高い業者などに委託するなどの方法もあると思う。」旨の発言があった。

今村委員長から、「情報モラル教養は、児童生徒のインターネットに対する知識レベルが様々である中で、児童生徒が自分事として捉えられるような教養を行う必要がある。警察として行わなければならない仕事の一つではあるが、虚無感が多い部分もあると思う。小学校低学年でもインターネットを利用するなど、低年齢化しているので、警察の特性を活かし、教育機関や企業と連携するなど、模索しながら取り組んでほしい。」旨の発言があった。

2 「周南運転免許センター」の運用状況

交通部長から、

周南運転免許センターは、県下において4か所目となる運転免許証の即日交付施設

として、本年５月８日に開設し、山口県で初めての予約制導入や県民ニーズの高い日曜窓口の開設、マイナ一体化への対応を行い、主に県東部地域の県民の利便性の向上を行っている。

(1) 主な取扱業務

運転免許証の更新や、住所・氏名等の記載事項変更、保有状況変更（従来の運転免許証からマイナ免許への変更など）及び自主返納等に対応している。

(2) 取扱件数（開設日である５月８日から５月３１日まで）

合計は１，５６３件であり、混雑が予想される運転免許証の更新や記載事項変更等に予約制を導入し、自主返納や再交付等には予約制を設けず柔軟に届出を受理できるようにしている。

内訳は次のとおりであり、開所日は１日平均で約１２０人が来所している。

○ 運転免許証の更新	要予約	１，２０７件
○ 記載事項変更	要予約	２２２件
○ 保有状況変更	要予約	６２件
○ 自主返納等		７２件

(3) 予約の状況

予約可能な枠に対する予約率について、当日講習を伴う運転免許証の更新は９割程度の予約率であり、事前連絡なしのキャンセルは約１割発生している。高齢者や記載事項変更等の予約率は４割から５割と比較的少なく、記載事項変更は約４割のキャンセル率となっている。

運用開始当初は、周南運転免許センターは事前予約が必要であると把握していない来所者も多かったが、現在では予約なしでの来所者は１日に数名程度と減少している。

(4) 免許更新後の保有形態

周南運転免許センターの手続きにおいて、マイナ免許保有者（マイナ免許のみ保有している方又は従来の運転免許証とマイナ免許の２枚持ちの方）の合計は、従来の運転免許証のみを保有する方を加えた免許更新者全体の約２３パーセントと、総合交通センターの約１７パーセントより多い割合となっている。

さらに、マイナ免許保有者の内、マイナ免許のみ保有の方の割合は、周南運転免許センターでは約４０パーセントと、総合交通センターの約２９パーセントより多い割合となっている。

警察署等を含めた更新者数の合計では、マイナ免許保有者は約９パーセントとなっている。

今後、マイナ一体化へ対応した窓口が増えれば、マイナ免許の所有率は向上すると考えている。

(5) 今後の方針

周南運転免許センターの利用者は、「待ち時間が少なくて助かる。」「駐車場の心配がないことが良い。」など、好評である一方、予約が必要であることを知らずに来所する方や、「スマートフォンでの予約の方法がわからない。」といった意見もあることから、今後は予約実態を分析し、予約枠を柔軟に変更するなどの取組を行い、さらに、予約が必要であることと、キャンセルする際は連絡してほしいことなどを継続的に広報していきたい。

旨の説明があった。

野村委員から、「予約方法について、インターネットによる予約のみか。相当の人数が予約をされると思うが、苦情などは無いか。さらに、取扱件数について、開所時に想

定していたとおりの件数か。」旨の発言があり、交通部長から、「事前に電話での予約も可能となっているので、インターネットでの予約が苦手な方も予約は可能である。予約に関する苦情などはない。インターネット予約の操作は比較的簡単であり、予約可能な人数を表示しているので、日曜日など希望者が多い日から予約が埋まっている状況である。取扱件数について、運転免許証の更新件数は概ね想定どおりであるが、記載事項の変更は想定より少ない。」旨の説明があった。

弘永委員から、「電話予約が可能な上に、ホームページなどで周知したインターネット予約も可能とのことで、県民の利便性が向上し、良い施策だと思う。引き続きよろしく願います。」旨の説明があった。

今村委員長から、「先月、周南運転免許センターの開所式に参加させていただいた。周南運転免許センターは、駐車場が十分確保されており、周南市の中心部にあることから、周辺の方にとって利便性が高いと思う。ところで、マイナ免許を希望する方は、住所変更が多い方などにメリットがあると思うが、マイナ免許を選択される方は若い方が多いのか。さらに、総合交通センターでは待ち時間が長いといった状況も見受けられるのではないかと。」旨の発言があり、交通部長から、「年齢の詳細な分析はできていないが、若い方が大多数というわけではない。総合交通センターは、周南運転免許センターと比べマイナ免許を選択される方の比率が少ないが、これは予約制を導入していない総合交通センターにおいて、マイナ免許を選択することで待ち時間がさらに長くなってしまうことも理由の一つかもしれない。」旨の説明があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 意見の聴取・聴聞の結果報告

運転管理官から、本日の出席者2名の処分理由に係る事案概要、意見の聴取における供述内容について説明を受けて審議のうえ量定どおり処分を決定し、そのほか意見の聴取等欠席者10名の処分を決定し、6名を再呼び出しとした。

また、運転管理官から6月4日開催の公安委員会で処分を保留した者に対する補充捜査状況について説明を受けて審議し、量定どおり処分を決定した。

(2) 運転免許の事後取消処分

運転管理官から、運転免許の事後取消処分について報告を受け、処分を決裁した。

(3) 審査請求の受理

運転管理官から、5月7日付けで公安委員会が行った処分について、審査請求を受理した旨の説明を受け、決裁した。

(4) 審査請求に係る弁明書の作成

運転管理官から、審査請求人に対する弁明書の送付及び反論書の提出要求について説明を受け、4月23日に受理の報告を受けた審査請求について、弁明書を決定し、決裁した。

(5) 次回開催する意見の聴取・聴聞の主宰者指名

運転管理官から、7月9日に開催する意見の聴取・聴聞における主宰者の指名について説明を受け、決裁した。

(6) 警察職員の派遣に係る援助要求

公安課長から、大阪府公安委員会からの2025日本国際博覧会に伴う警備諸対策に係る援助要求に関し、派遣期間等の説明を受け、決裁した。

2 報告概要

(1) 山口県公安委員会事務の専決状況

運転管理官から、5月中の運転免許課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、生活安全企画課長から、5月中の生活安全企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通企画課長から、5月中の交通企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通規制課長から、5月中の交通規制課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通指導課長から、5月中の交通指導課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、それぞれ報告を受けた。

(2) 重要経済安保情報保護活用法の概要

公安課長から、重要経済安保情報保護活用法の概要について、報告を受けた。

(3) 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則に基づく報告

警察県民課長から、令和6年度における公益社団法人山口被害者支援センターの事業等について報告を受けた。

(4) 第27回参議院議員通常選挙選挙違反取締本部の設置

捜査第二課長から、第27回参議院議員通常選挙選挙違反取締本部の設置について、報告を受けた。

(5) 柔道剣道大会の実施

教養課長から、7月3日に開催を予定している令和7年度山口県警察柔道剣道大会の実施要領について、説明を受けた。

(6) ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況

人身安全・少年課長から、5月中のストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況について、報告を受けた。

(7) オフィスカジュアルの導入

企画室長から、オフィスカジュアルの導入（試行）について、報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。